

<b>第8節 商務流通保安グループ</b> .....	343
<b>流通・物流政策</b> .....	343
1. 流通政策 .....	343
1. 1. 概要 .....	343
1. 2. 製・配・販の取組 .....	343
1. 3. 流通業の国際展開 .....	343
1. 4. 買い物弱者対策 .....	343
1. 5. 産業構造審査会流通部会 .....	344
1. 6. 大規模小売店舗立地法 .....	344
2. 改正中心市街地活性化法の推進 .....	345
2. 1. 概要 .....	345
2. 2. 中心市街地活性化法について .....	345
2. 3. 推進の状況 .....	345
3. 物流効率化 .....	345
3. 1. 概要 .....	345
3. 2. サプライチェーンマネジメントの高度化 .....	346
3. 3. 環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化 .....	346
3. 4. 新たな総合物流施策大綱策定に向けた取組 .....	347
<b>商取引政策</b> .....	347
1. 取引信用行政 .....	347
1. 1. 概要 .....	347
1. 2. クレジット産業の動向について .....	347
1. 3. 前払式特定取引業の動向について .....	347
1. 4. リース産業の動向について .....	347
1. 5. 被災中小企業復興支援リース補助事業について .....	347
2. 商品先物行政 .....	347
2. 1. 商品先物取引について .....	347
2. 2. 商品投資事業について .....	348
<b>消費者政策</b> .....	348
1. 消費者行政 .....	348
1. 1. 特定商取引法 .....	348
1. 2. その他の消費者関連施策 .....	349
2. 消費者相談 .....	349
3. 製品安全行政の積極的な推進 .....	349
3. 1. 重大製品事故等の情報について .....	349
3. 2. 製品安全関連法令の適正な執行 .....	350
3. 3. 規制対象製品の追加、見直し .....	350
3. 4. 長期使用製品安全点検・表示制度 .....	350
3. 5. 製品安全に係る自主的取組の促進 .....	351
3. 6. 製品安全に係る普及・啓発活動 .....	351

3. 7. 製品分野における国際協力の推進	352
<b>国際博覧会事業</b>	352
1. イタリア・ミラノ国際博覧会への参加	352
2. カザフスタン・アスタナ国際博覧会	352
<b>産業保安</b>	352
1. 概要	352
2. 高圧ガスの保安	353
3. 火薬類の保安	354
4. 電力の保安	355
5. 都市ガス及び熱供給の保安	358
6. 液化石油ガスの保安	359
7. 鉱山の保安	361
8. 産業保安監督部	364
8. 1. 北海道産業保安監督部	364
8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部	365
8. 3. 関東東北産業保安監督部	367
8. 4. 中部近畿産業保安監督部	368
8. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	370
8. 6. 中国四国産業保安監督部	371
8. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部	373
8. 8. 九州産業保安監督部	374
8. 9. 那覇産業保安監督事務所	375

## 第8節 商務流通保安グループ

### 流通・物流政策

#### 1. 流通政策

##### 1. 1. 概要

人口減少や高齢化を背景に、国内の小売業販売額は減少傾向にあり、今後も客数の減少や客単価の減少など、消費の伸び悩みが予想されている。また、少子高齢化の進展といった社会の変化によって、流通業を取り巻く環境は大きく変わっている。こうした状況の中、日常の買い物に困る「買い物弱者」の発生など新たな課題が生まれつつある。このような状況を踏まえ、小売業は多様化する消費者ニーズに応え、高効率化・高付加価値化を達成していくことが求められている。また、環境対策をはじめとする社会的責任を小売業が果たしていくことは、今後も引き続き重要な課題である。

##### 1. 2. 製・配・販の取組

日本の流通企業は欧米の流通企業に比べ、収益率が低いことが言われている。流通過程の効率化のためには、消費財流通における、メーカー（製）、卸（配）、小売（販）の垂直的統合が必要であるとの問題意識のもと、2011年5月に、所管財団法人2団体の主催のもと、製・配・販に関する43社のトップが合意し、製・配・販連携協議会を設立した。

2012年度は返品削減・日付情報等のバーコード化・サプライチェーン効率化のための情報連携をテーマとして3ワーキンググループを立ち上げ議論を進めた。

返品削減ワーキンググループでは、加工食品と日用雑貨における返品の実態調査や、協議会参加企業による返品削減実施計画を策定した。また、特売プロセス見直し、終売プロセス見直し、棚替えプロセス見直しといった多様な実証事業を実施した。特に、店舗への商品納品期限見直しに関して、農水省事業とも連携し、大規模な実証事業を開始した。

日付情報等のバーコード化ワーキンググループでは、商品の荷下ろし時間改善のため、賞味期限日付等のチェック時間を改善する手法として、外箱の日付表示の方法、日付をバーコード表示する場合のガイドラインを策定した。

サプライチェーン効率化のための情報連携ワーキンググループでは、販売・仕入・在庫等の実績情報、販売計画・

販売予測等の計画情報について、製配販3層における情報連携の実態を調査するとともに、新商品導入時期・販売促進時期・終売時期における情報連携モデルを策定した。

##### 1. 3. 流通業の国際展開

将来的な消費の低迷が予想される国内市場状況を踏まえ、アジア等の新興国市場開拓は喫緊の課題となっている。一方、進出先国によっては外資規制などが存在するケースも見受けられるため、各国政府との政府間対話の設置を推進している。

2012年3月に第1回目中流通対話を開催。日本側から商標の冒認出願（中国進出を予定する日系企業の商標を中国の企業が先行登録してしまうこと）の取締りや外資への煙草販売規制の緩和を要請した。

また、2011年10月、松下副大臣（当時）とベトナムのトア商工副大臣との間で「日越流通・物流政策対話」の設置に関する覚書に署名した。これに基づき、2012年12月にハノイで「第1回日越・物流政策対話」を開催し、日本側から、外資小売業の2店舗目以降の出店に審査を課すEconomic Needs Test（ENT）やサブリース規制、販売品目規制の緩和や明確化を要請した。これに対して、ベトナム側からは、ENTに関しては申請書類の全量リストアップや簡素化について同意する旨の説明があったほか、サブリースについても関係省庁に伝えて法改正の実施を検討したいとの説明がなされた。

##### 1. 4. 買い物弱者対策

近年、地場の中小企業や地域コミュニティが衰退し、お店や交通機関、医療・福祉等の日常生活に不可欠な「生活インフラ」が弱体化している。特に人口減少が深刻な過疎地や、高齢化が進む都市部の大規模団地などでは、小売店の撤退が進み、日常の買い物に不便を感じている「買い物弱者」が増加している。こうした中、多様化・深刻化する住民ニーズに地方自治体だけで応えることは難しくなってきている。

このような問題意識の下、2009年11月に「地域生活インフラを支える流通のあり方研究会」を設置し、流通事業者等を中心とした民間主体と地方自治体等とが連携して持続的に行う地域の課題に対応する事業（宅配、移動販売、地域のコミュニティ活動との連携等）について、2010年5

月に報告書をとりまとめた。このとりまとめを受けて、2010年12月には全国の先進事例とその工夫のポイントをまとめた「買い物弱者応援マニュアル（第1版）」を、また、2011年5月には、新たに4つの先進事例を追加した同マニュアル（第2版）及び2011年度において国と地方自治体で実施している買い物弱者支援に関する支援制度をとりまとめて公表した。この支援制度については、2012年3月に2012年度版に改訂した。

さらに、2013年3月には、2012年度補正予算で措置された地域自立型買い物弱者対策支援事業（10億円）に係る一次採択事業として、51件を採択した。

## 1. 5. 産業構造審議会流通部会

前述の小売業に関する諸政策や災害時における流通業の在り方について議論を行うため、2012年4月～7月にかけて、産業構造審議会流通部会が開催された。同部会の報告書では①災害に強く、円滑な供給を確保できる流通の在り方、②強くしなやかで、豊かさと安心をもたらす流通の在り方、③海外需要を取り込み、我が国の魅力を売り込む流通の在り方、の3点についてまとめられた。

## 1. 6. 大規模小売店舗立地法

### （1）概要

「大規模小売店舗立地法」は、大規模小売店舗の設置者に対し、周辺地域の住民や自治体の意見等を踏まえ、当該大規模小売店舗と周辺の生活環境との調和に配慮を求める手続等を定めた法律である。

### （2）適切な運用の確保

「大規模小売店舗立地法」の運用は、都道府県及び政令指定都市が担っているが、経済産業省としても、同法を所管する立場から適切な運用を確保するため、次の施策を実施した。

- （ア）「大規模小売店舗立地法」の運用や解釈について、ホームページ等により情報提供を行った。
- （イ）経済産業省及び各経済産業局に設置されている「大規模小売店舗立地法相談窓口」において、都道府県・政令都市・大規模小売店舗設置者等からの問合せに対応した。
- （ウ）地域ごとに「都道府県等連絡会議」を開催し、「大規模小売店舗立地法」の届出に関して、具体的な事例の研究等を通じて、都道府県及び政令都市間の情報交換等を実施した。

### （3）これまでの届出状況

2000年6月の「大規模小売店舗立地法」施行後、2013年3月までに計8,109件（1月あたり平均で約53件）の新設の届出があった（参照表：大規模小売店舗の届出状況）。

表：大規模小売店舗の届出状況（年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2000年	—	23	9	15	9	16	26	33	17	26	19	193	
2001年	27	29	31	32	37	32	35	43	44	33	48	59	450
2002年	45	39	55	49	38	41	45	48	77	46	78	77	638
2003年	56	60	60	58	66	53	73	52	69	58	91	90	786
2004年	63	39	67	60	60	58	59	53	69	56	60	94	738
2005年	49	42	49	79	52	97	35	51	66	46	73	92	731
2006年	61	53	48	52	69	51	49	60	66	62	67	92	730
2007年	65	48	61	78	63	49	72	60	66	46	57	84	749
2008年	58	54	60	45	56	63	48	49	46	42	63	68	652
2009年	39	28	48	49	26	38	40	43	36	38	52	63	500
2010年	52	42	48	64	40	40	49	29	61	41	51	67	584
2011年	41	43	46	56	43	47	56	38	59	39	74	78	620
2012年	71	51	64	59	51	47	62	60	74	50	63	86	738

## 2. 改正中心市街地活性化法の推進

### 2. 1. 概要

中心市街地は様々な都市機能が集積する「まちの顔」であり、地域経済の発展に重要な役割を果たしている。しかしながら、モータリゼーションの進展等による大規模店舗の郊外立地等により空洞化が進んでいる。このような背景のもと 1998 年度に旧中心市街地活性化法（以下「旧中活法」という。）が成立し対策を講じてきたが、旧中活法制定後も、中心市街地の商店街等は依然として厳しい状況にさらされ、中心市街地の空洞化の危機に直面している。このような状況を踏まえ、「コンパクトでにぎわいあふれるまちづくり」をコンセプトとして、第 164 回通常国会において旧中活法が抜本的に改正された（2006 年 8 月 22 日施行）。改正中心市街地活性化法（以下「中活法」という。）に基づき、地域の創意工夫を活かしつつ、「都市機能の増進」と「経済活力の向上」を柱とし、政府として総合的、一体的な対策を講じている。

### 2. 2. 中心市街地活性化法について

#### (1) 「選択と集中」の強化

2006 年 8 月、政府として中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に中心市街地活性化本部が設置された。また、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画について、内閣総理大臣による認定制度が創設され、認定された基本計画に基づく事業に対して、各省庁が連携して、重点的に支援することとした。

#### (2) 民間主導による多様な主体の参加

まちづくりには多様な関係者の参画が必要との観点から、商工会議所、まちづくり会社、基本計画に記載された事業を行う者、地権者など多様な民間主体によって組織される中心市街地活性化協議会が法制化された。

#### (3) 支援措置の拡充（認定基本計画への深堀り支援）

市街地の整備改善と商業の活性化に対する支援措置が拡充され、例えば商業複合施設の整備等に使える補助事業の拡充、中心市街地内に大型店舗を立地する際の大規模小売店舗立地法の手続の簡素化などが特例として加えられるとともに、都市機能の集積促進、まちなか居住の推進等に対する支援措置が講じられた。

### 2. 3. 推進の状況

基本計画の認定については、2007 年 2 月に第 1 次の中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣に認定されて以降、これまでに 115 市で 138 計画（2013 年 3 月末現在）が認定された。

また、中心市街地活性化協議会も 160 地域（2013 年 3 月末現在）で設立されるなど、中活法活用による中心市街地活性化に対する取組が広まっている。

経済産業省では、引き続き、認定を受けた基本計画に基づく事業や中心市街地活性化協議会に対する支援に加え、まちづくりのリーダーとなる人材の育成、まちづくりに意欲的に取り組む地域に対して専門家の派遣、各種調査等を通じて中心市街地活性化の取組を支援した。

さらに、中心市街地や周辺地域等の現状や中心市街地活性化に向けた取組等について調査分析を行い、その結果全国のまちづくり会社等の実態調査を行い、まちづくり会社等が抱える課題や問題を明らかにし、課題解決の足がかりとなる新たな取り組みをとりまとめた。また、全国のまちづくり事業のキーパーソン協力を得て、課題や解決に向けた考え方等を調査し事業継続・推進に必要な要素の分析を行い、事例集をとりまとめた。

一方で、中心市街地の疲弊は依然として深刻で、人口減少の中で地域の経済活力を維持しつつ、高齢化が進む地域の住民にとって住みやすいまちを形成する観点から、中心市街地活性化政策を改めて総点検し、活性化のための処方箋をとりまとめることとした。2012 年 8 月から、中心市街地の現状及び課題について現場の商業関係者等と意見交換するため、全国の中心市街地（33 都市）を訪問するキャラバンを実施。11 月から、キャラバンの成果も踏まえ、「中心市街地活性化に向けた有識者会議」を開催し、中心市街地が抱える構造的課題の解決に向けた政策の基本的方向性をとりまとめた。さらに、産業構造審議会に「中心市街地活性化部会」を新たに設置して、2013 年 2 月から議論を開始し、「空き店舗・未利用地の活用促進」や「大型店の中心市街地への立地促進」などを内容とする提言をとりまとめた。

## 3. 物流効率化

### 3. 1. 概要

我が国企業の産業競争力を向上させ、安定した経済成長を遂げていくためには、国内外での高度で円滑な流通・物流システムによる国際競争力強化が必要不可欠である。また、地球温暖化に関する問題が深刻になる中、我が国の二酸化炭素排出量の2割を占める運輸部門についても、二酸化炭素排出量削減に向けた取組が求められていることから、これらを実現可能とする対策の実施が必要である。

近年の東アジア地域における経済交流の拡大等により、国境を超えた高度かつ複雑なサプライチェーンが構築される中においては、貿易手続や国際物流環境の円滑化等によりグローバルな事業展開を円滑化させることが重要な課題となっている。また、製造業等において、ITを活用した効率的なグローバルサプライチェーンを構築することが、競争力確保のためには重要となっており、そのための情報連携基盤の構築について取り組む必要がある。こうした課題について、多種多様な関係者の連携・協働により、迅速かつ適確な物流施策を推進するため、国際間における物流に関する施策や取組を実施しているところである。

### 3. 2. サプライチェーンマネジメントの高度化

#### (1) 海外における物流人材育成

国際物流に関する多岐にわたる課題を総合的・機動的に解決すべく、2006年8月に経済産業省、国土交通省、産業界が連携して「国際物流競争力パートナーシップ会議」を創設し、我が国企業の国際競争力強化と東アジア経済共同体の実現に向けた行動計画を策定した。本行動計画に基づき、ASEAN地域における物流人材育成のため、我が国の「物流技術管理士資格認定講座」の各国への展開を実施しており、2008年度には日系企業の進出が進んでいるタイを対象にパイロットプロジェクトを実施した。2009年度から2011年度には、タイでの事業についてフォローアップを行うとともに、物流専門家派遣、研修等を通じ、他のASEAN各国への普及を行い、水平展開を図った。

2012年度は、タイを対象として更なる物流高度化を推進し、産業競争力強化を図るため、同国において、物流技術管理士資格取得者の物流改善事例に関する講演会等を行うことによる普及啓発、物流事情の調査分析等を行った。

#### (2) グローバルサプライチェーンにおける貨物情報可視化

グローバル規模で調達・生産・販売を行う我が国の製造

業においては、自社の生産・在庫管理と国際物流管理を一体化させ、柔軟な仕向地変更や輸送モード選択の変更等によるサプライチェーン管理を実現するニーズがあり、その実現のためには、物流に係る主体間における貨物動静情報の可視化共有基盤を構築することが求められている。

2011年度は、2009年度に立ち上げた「グローバルサプライチェーン可視化基盤検討会」において、国・事業者の枠を超えてオープンかつ柔軟に企業間における情報連携基盤の仕組みづくりについて議論を実施した。また、2010年11月のAPEC閣僚声明において、APEC域内での取組を継続していくことが盛り込まれたことを踏まえ、貨物動静情報可視化共有基盤構築の実現可能性調査を実施し、各国の現状を把握した。さらに、実際のトレードレーンを対象とした実証実験を通じて、国際物流における貨物動静情報を共有した場合の具体的な経済効果についての検証を行った。

2012年度は、5月21日に「Supply Chain Visibility Feasibility Study Workshop」が開催され、国際標準インターフェースであるEPCISの技術を活用した国際貨物動静情報共有基盤の確立を提言するAPECレコメンデーションを取りまとめて発出した。

### 3. 3. 環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化

#### (1) グリーン物流パートナーシップ会議の開催

2005年7月に京都議定書が発効されたことを受け、現状の政策のままでは運輸部門の二酸化炭素排出量について「2010年度に1990年度比15.1%増に抑制する」という目標達成が難しい状況にあった。

このため、2004年12月に荷主企業と物流事業者が協働して物流分野における二酸化炭素排出量等の環境負荷低減の取組を促進するために、「グリーン物流パートナーシップ会議」（国土交通省、経済産業省、産業界が主催）を創設した。

2012年度は、12月11日に第11回グリーン物流パートナーシップ会議を開催し、物流分野における地球温暖化対策に顕著な功績があった取組に対して商務流通保安審議官表彰を行った。

#### (2) 流通業務総合効率化法に基づく支援措置

物流業務の効率化を行い、二酸化炭素排出量等の環境負

荷低減を図る企業の取組を促進するため、2012年度は政府全体で19件の流通業務効率化計画※を認定し、支援措置を講じた。

※物流コスト削減、環境負荷低減等を目的に事業者が作成する実施計画（輸配送の共同化、ITの導入等）

### 3. 4. 新たな総合物流施策大綱策定に向けた取組

政府は、物流施策や物流行政の中長期的な指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図るものとして、「総合物流施策大綱」を1997年から4回にわたり策定してきた。

2012年度には、2013年以降の次期5カ年計画となる新たな総合物流施策大綱を策定するため、国土交通省とともに、「新しい総合物流施策大綱の策定に向けた有識者検討委員会」を設置し、5回にわたり有識者と意見交換を行った。

億円増の約2兆3,641億円となった。

#### (2) 友の会の動向

1973年に178社あった事業者数は、1985年に356社とピークを迎えた後減少し、2013年3月末現在で前年比8社減の129社となった。前受金残高も1985年以降減少傾向にあるが、2013年3月末現在では微増し、前年比約11億円増の4,633億円となった。

### 1. 4. リース産業の動向について

リースは、中小企業の設備投資において重要な役割を担っており、民間企業投資に占めるリース設備投資額割合（リース比率）は、2012年度は7.19%、2011年度は6.53%で推移。

### 1. 5. 被災中小企業復興支援リース補助事業について

経済産業省では、東日本大震災により被災した中小企業の二重債務負担の軽減を図り、円滑な事業再開を促すため、平成23年度第3次補正予算により、設備を再度リースにより導入する場合のリース料の一部を補助する事業を2011年12月から開始した。

### 2. 商品先物行政

#### 2. 1. 商品先物取引について

##### (1) 商品先物取引の状況

###### (ア) 東京商品取引所の発足

2012年2月に、株式会社東京工業品取引所が株式会社東京穀物商品取引所から穀物（米以外）を移管し、株式会社東京商品取引所へと商号変更した。この変更により、株式会社東京商品取引所は、資源、穀物、エネルギーを一手に扱う我が国を代表する取引所になった。

###### (イ) 取引量の動向

2012年度の工業品市場における売買約定数量を示す出来高は、26,400千枚となり2011年度の出来高30,886千枚より減少した。また、取引金額は82兆円となり、2011年度の取引金額95兆円より減少した。

##### (ウ) 許可業者等

2013年3月末現在の商品先物取引法に基づく商品先物

## 商取引政策

### 1. 取引信用行政

#### 1. 1. 概要

商品の販売・役務の提供に伴って信用を供与する取引を行政対象としている。具体的には、割賦販売法による販売信用に関する取引秩序の維持及び消費者保護、その他信用を供与して行う取引に関する施策を講じている。

#### 1. 2. クレジット産業の動向について

販売信用供与額（商品の販売、サービスの提供に当たつての与信額）は年々増加しており、2011年は前年比5%増の56兆円となっている。特にクレジットカードショッピングがここ数年に渡り堅調な伸びを示している。

2013年3月末現在の登録事業者数は、包括信用購入あっせん業者が前年比4社減の268社、個別信用購入あっせん業者が前年比2社減の151社となっている。

#### 1. 3. 前払式特定取引業の動向について

##### (1) 冠婚葬祭互助会の動向

1973年に347社あった事業者数は、1986年に415社とピークを迎えた後減少し、2013年3月末現在で前年比2社減の290社となった。一方、前受金残高は1973年以降一貫して増加しており、2013年3月末現在で前年比298

取引業者数は前年比 3 社減の 56 社、商品先物取引仲介業者数は前年比 1 社増の 5 社であった。

また、2012 年度においては、同法共管省庁である農林水産省とも連携し、商品先物取引の委託者保護及び商品先物取引業者等の業務運営の健全化を図るため、商品先物取引法に基づき、商品先物取引業者に対して 10 件、商品先物取引仲介業者に対して 1 件それぞれ立入検査を実施した。

#### (エ) 委託者数の推移

商品先物取引を行う委託者等の数は、2013 年初は国内商品市場取引で前年比 1540 人減の 79,430 人、外国商品市場取引で前年比 1,729 人増の 10,581 人、店頭デリバティブ取引で前年比 14,828 人減の 198,354 人であった。

#### (2) 産業構造審議会商品先物取引分科会の開催

産業構造審議会商品先物取引分科会を開催し、商品市場の利便性・流動性の向上のために、取引所サービスの向上や多様な取引参加者の拡大など、商品市場の活性化・健全な発展の方策を主な内容とする報告書を 2012 年 8 月にとりまとめた。

#### (3) 商品先物取引法施行規則の改正

上記、産業構造審議会商品先物取引分科会報告書を受け、プログラムによる自動売買の解禁、金融商品取引業を兼業している商品先物取引業者に対する規制緩和、不招請勧誘禁止の一部見直し等の改正を行った（2012 年 11 月 16 日公布、2012 年 12 月 1 日施行）。

#### (4) LNG 先物市場協議会の開催

LNG 先物市場について、エネルギー関連企業、商品取引所、研究機関等の実務担当者から構成される LNG 先物市場協議会を 2012 年 11 月から計 5 回開催し、LNG 先物市場の創設に向けた報告書をとりまとめた。

## 2. 2. 商品投資事業について

#### (1) 商品投資事業の状況

商品ファンドは、顧客から資金を集めて商品先物取引等の商品投資を行い、それにより得られる収益を顧客に分配するものである。

##### (ア) 許可業者

2013 年 3 月末現在の商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく許可事業者数は、前年比 3 社減の 5 社であった。

##### (イ) 商品ファンドの運用資産総額

商品ファンドの運用資産額は、2013 年 3 月末には前年比 24.9 億円減の 20.8 億円であった。

## 消費者政策

### 1. 消費者行政

#### 1. 1. 特定商取引法

経済産業省は「特定商取引に関する法律（特定商取引法、特商法）」を消費者庁と共管している。2008 年 6 月 27 日に閣議決定された消費者行政推進基本計画により、この法律に係る執行は消費者庁が一元的に行っており、経済産業省は、商一般の専門的な知見や、物資等の生産・流通の専門的な知見等を活用して、消費者庁と連携することとなっている。一方で、同法に係る消費者庁長官の権限の一部が地方経済産業局長に委任されているため、地方経済産業局長が消費者庁の下で同法の執行を行っている。

#### (1) 特定商取引法の概要

特定商取引法は、訪問販売、通信販売、連鎖販売取引など、事業者と消費者・個人との間でトラブルを生じやすい特定の取引類型（注 1）を対象として、

(ア) 事業者による不適正な勧誘・取引を取り締まるための「行政規制」と、

(イ) トラブルの防止・解決のための「民事ルール」を定める法律である（注 2）。

本法は、消費者・個人の日常生活に直結した取引に関するリスクを予防・低減するという身近で重要な役割を担っている。

（注 1）規制対象となる 7 つの取引類型

（1）訪問販売

（2）電話勧誘販売

（3）通信販売

（4）特定継続的役務提供（エステティック・サロン、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚情報サービスの 6 役務を政令指定）

- (5)連鎖販売取引（悪質ないわゆるマルチ商法を規制）
- (6)業務提供誘引販売取引（悪質ないわゆる内職・モニター商法を規制）
- (7)訪問購入（2013年2月2日施行）

#### （注2）法律措置の主な内容

- |  |                 |
|--|-----------------|
| (1) 行政規制   | (2) 民事ルール       |
| (ア) 氏名等の明示の義務づけ  | (ア) クーリング・オフ（※） |
| (イ) 不適正な勧誘行為の禁止  | (イ) 中途解約ルール     |
| (ウ) 広告規制   | (ウ) 返品ルール       |
| (エ) 書面交付義務   | (エ) 取消しルール      |
| (オ) 解約時の損害賠償制限   |                 |
| (※) クーリング・オフとは、契約締結後一定の期間（8日間又は20日間）、冷静に再考して解約できる機会を消費者に与える制度。 |                 |

#### （2）特定商取引法への訪問購入規制の導入

事業者が消費者の自宅を訪問し貴金属等を強引に買取ることで生ずる消費者被害（いわゆる「押し買い」）に対応するため、経済産業省は消費者庁とともに、「訪問購入」を新たな取引類型として規制の対象とする「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を第180回通常国会に提出した。その後、同法案は2012年8月10日に成立し、2012年8月22日に公布、2012年2月21日に施行された。

#### 1. 2. その他の消費者関連施策

企業が消費者の満足度向上に結び付くサービス展開を行うことにより売上の拡大が期待できるという分析事例もあるように、企業が消費者のニーズを適確に踏まえた取組を行うことで、その企業の成長につなげていくという発想が必要である。

企業が製品設計段階でリスクアセスメントを行い、利用者の視点に立ったものづくりを行うことで、安全性を高めた製品が、利用者に安心感を与えることになる。こういった安全・安心の取組を行うことにより、企業は消費者との関係性を更に緊密化させ、両者で協同関係を構築することが重要になる。

## 2. 消費者相談

2012年度における経済産業省の消費者相談処理件数は8,470件で、相談の種類は、「特定商取引法関係」が4,285件と全体の半数近くを占めている。

契約関係の相談を取引類型別に分けてみると訪問販売（1,388件）が最も多く、次いで通信販売（1,218件）、割賦販売（677件）、電話勧誘販売（598件）、特定継続的役務提供（525件）、前払割賦（339件）、連鎖販売取引（335件）、業務提供誘引販売取引（180件）、先物取引関係（75件）及び訪問購入（41件）であった。

また、契約関係の相談を取引類型別に分け前年度の相談件数と比較すると、全ての事項で前年度割れとなった。

## 3. 製品安全行政の積極的な推進

### 3. 1. 重大製品事故等の情報について

2012年度は消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告・公表制度に基づき、製造・輸入事業者から、1,077件の重大製品事故（死亡、火災、一酸化炭素中毒等の事故）の報告が寄せられた。内訳は、ガス機器148件、石油機器126件、電気製品597件、その他製品206件であった。事故製品がガス機器・石油機器の場合には、メーカー名、型式名を含め、迅速に公表し、その他の製品についても、製品起因でないことが明らかなものを除き、最終的に事業者名、型式名を含め公表した。また、原則全ての案件について、経済産業大臣の指示に基づき、製品評価技術基盤機構（NITE）において原因究明調査を行っている。

さらに、報告された事故情報の原因究明の結果を受けて、製品事故に該当するか否かの判断や、経済産業省が行った公表等の妥当性等について審議する製品事故判定第三者委員会を、消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会と合同で2012年度は計4回開催した。なお、重大製品事故を契機に製品交換・無償修理等のリコールを行ったものは、2012年度は17製品あり、2007年5月の制度開始から2013年3月末までの累計は175製品となった。

また、消費者安全法に基づき、消費者等から省内関係各部署に寄せられた消費者事故情報等は、適時、消費者庁に対し通知を行っている。製品安全課においては、生命、身体に係る消費者事故等（原子力安全・保安院からの通知案件を除く）の情報を取りまとめており、2012年度は81件

(重大事故：2件、重大事故以外の消費者事故：79件) 通知した。

### 3. 2. 製品安全関連法令の適正な執行

#### (1) 製品安全関連4法

経済産業省は、製品安全関連4法（消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法）の規制対象製品について法律上の義務が遵守されていることを確認し、技術基準が遵守されていない等の問題のある事態を把握した場合には、直ちに当該事実を指摘して是正させ、必要な場合には法律上の処分等を行うこととしている。2012年度には1事業者に対し、消費生活用製品安全法第39条の規定に基づき、該当製品について、回収、危険性の周知等必要な措置をとるよう危害防止命令を発動した。

製品安全関連4法に基づく届出事業者による法令遵守状況を確認するため、製品安全関連4法の規制対象品目について、市場に流通している製品を買い上げ、その製品が技術基準に適合しているかどうか、また必要な表示等が行われているかどうかを確認する試買テストを実施している。

また、問題発生等の随時の立入検査とは別に、計画的に立入検査を実施している。計画的立入検査は、原則として、製造・輸入事業者に関しては、経済産業大臣の指示に基づき、経済産業局及びNITEが行っている。立入検査の結果、違反がみとめられたものについては、経済産業省がこれらの製品の事業者に対して指導を行い、必要な措置をとるよう求め、その後、適切に改善の措置がとられたことを確認している。

販売事業者に関しては、都道府県が立入検査を行っていたが基礎自治体への権限移譲の一貫として、2012年4月1日から市に権限付与がなされた。

#### (2) 家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることを目的としている。経済産業省は、事業者からの自主的な報告、第三者からの申出、都道府県による小売業者への立入検査結果等によって家庭用品品質表示法違反の疑いが生じた場合であって、小売業を除く事業者であるときに、事実関係について調査を行う。調査の結果

、違反の事実が判明した場合は、当該事業者に対して改善を求め、必要に応じて、法令に基づく指示を行うこととしている。

2012年度は11件、家庭用品品質表示法第4条の規定に基づき、該当製品について、法に基づく表示を行うよう消費者庁長官と経済産業大臣との連名で指示を行った。

### 3. 3. 規制対象製品の追加、見直し

事故情報や技術革新を踏まえて、事故の未然防止のために必要な場合には、規制対象製品の見直しや技術基準の改正等を行うこととしている。

2012年度は消費生活用製品安全法に関して、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」に規定されている基準の一部緩和及びレーザー製品の安全基準の日本工業規格（JIS）の引用箇所について、最新のJISへの置き換えを行った。

電気用品安全法に関しては、高い省エネ性能を有するLEDランプ及びLED照明器具について、今後、急速な普及が見込まれることから、新たに電気用品として規制対象に追加することとした。また、消費電力が1000Wを超える大出力の掃除機及び外郭容器を持たない特殊な構造のリチウムイオン蓄電池についても電気用品として規制対象に追加することとした。（2011年7月6日公布、2012年7月1日施行）

また、延長コードは、その構成部品である「差込プラグ」、「コード」、「マルチタップ」を単体でそれぞれ規制対象としてきたが、組立品である「延長コードセット」についても規制対象に追加（2012年1月13日公布・施行）され、2013年1月12日に1年間の猶予期間が終了した。

### 3. 4. 長期使用製品安全点検・表示制度

2009年4月、長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）による事故の未然防止を目的とした「長期使用製品安全点検制度」が施行された。本制度は、ガス瞬間湯沸器など、経年劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目を対象にし、製品を購入した所有者に対して、製造・輸入事業者から点検時期を通知し、点検を促すことで、事故を防止することを目的としている。2011年2月、事業者ヒアリングにより得られた課題への対応を検討するため、特定製造事業者等をメンバーとする長

期使用製品安全点検制度運用連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し検討した結果、本制度の一層の定着のため、2012年6月に「長期使用製品安全点検制度及び表示制度の解説（ガイドライン）」の一部改定を行った。2012年7月には当該ガイドラインの改定内容の周知と協力を要請するため流通関係、不動産・建築関係を含む事業者団体等へ文書を発出するとともに、9月には消費者団体等との協力によりリーフレット等を配布して消費者への周知を行った。

なお、施行から4年後となる2013年3月時点での所有者情報登録率は35%であった。（2012年同時期は34%）

### 3. 5. 製品安全に係る自主的取組の促進

#### （1）製品安全に関する流通事業者向けガイド

流通事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、流通事業者の取組を「安全原則」と「共通指針」として取りまとめた「製品安全に関する流通事業者向けガイド」及び「ガイドの解説」を作成した。

#### （2）各種ハンドブックの手引きの作成

事業者がリコールを実施するに当たっての基本的な考え方や手順等を示した「リコールハンドブック」や製品事故を未然に防止するため、事業者が製品の設計・開発・製造段階で、リスクの把握と評価を行うリスクアセスメントの考え方を示した「リスクアセスメントハンドブック」、事業者の製品安全に関する自主的な取組を促進するため、製品安全に関する「推奨事項」「取組事例」等を取りまとめた「製品安全に関する事業者ハンドブック」について、それぞれ主要事項を抽出した手引き及びリーフレットを作成し、事業者向けセミナー等で配布した。

#### （3）流通事業者団体との協力体制の構築

リコールの実効性を確保していくためには、リコール情報を消費者に届けることが重要であり、消費者に近い位置にある販売事業者の役割が期待されている。2012年5月に経済産業省と大手家電流通懇談会との間で協力体制を構築してリコール情報等の提供を開始したほか、2012年12月には全国電機商業組合連合会（中小家電）と、2013年3月には日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会と協力体制を構築した。

#### （4）オークション・ショッピングサイト運営事業者との協力体制の構築

近年、インターネットオークションやショッピングの急速な拡大に伴い、法令違反が疑われる製品のインターネット上での販売が増加していることを踏まえ、2012年6月、オークション・ネットショッピング運営事業者（ヤフー、楽天、D e N A）と協力体制を構築し、ネット上での効果的な違反対応を実施している。

### 3. 6. 製品安全に係る普及・啓発活動

#### （1）製品安全総点検週間

我が国に製品安全文化を醸成、定着していくため、事業者から消費者までを含めた社会全体における製品安全への正しい理解を深め、適切な役割分担の在り方を明確にし、その普及啓発を行うことを目的として、2006年度から毎年11月に製品安全総点検週間を定め、製品を安全に正しく使用する上で注意すべき事項等に関する注意喚起のための周知活動を集中的に実施している。

2012年度は11月5日から1週間を製品安全総点検週間と定め、11月9日に東京において製品安全総点検セミナーを開催したほか、各地方経済産業局においても管内の地方公共団体等と協力しつつ、ポスター・パネル展をはじめとする啓発活動を開催した。

#### （2）製品安全対策優良企業経済産業大臣表彰

2007年度から、製品安全に積極的に取り組んでいる企業を表彰する制度を開始した。この制度は、製品安全に対する意識の向上と製品安全文化の定着を図り、持続的に製品安全が確保されるような安全・安心な社会を作ることを目的としている。

2012年度に行われた第6回においては、4社が経済産業大臣賞を受賞した。前述の製品安全総点検セミナーの開催日である11月9日に併せて表彰式を行った。

#### （3）製品安全セミナー

製品の安全な使用方法等についての消費者及び事業者との情報提供の場として「製品安全セミナー」を全国各地で開催している。2012年度は各地で13回開催した。2012年度末までの開催実績は計84回、参加延べ人数は約16,000

人となっている。

#### (4) 消費者向け注意喚起

政府広報オンラインやラジオ番組等により消費者向けの広報活動を行っている。2012年度は日常で起こりがちな製品事故や夏に起こりがちな事故に関する注意喚起等18件の広報を行った。

また、2012年10月から翌年2月の間に、NITEの定期プレス公表や政府広報、製品安全総点検週間等を活用して、冬場の事故における注意喚起を集中的に実施した。

### 3. 7. 製品分野における国際協力の推進

#### (1) 国際的な枠組みでの取り組み

2010年4月、OECD・消費者政策委員会の下にワーキングパーティが設置され、各国のリコール情報を単一のウェブサイトに集約する等の検討が開始された。データーフォーマット、使用言語、用語の整合性等の検討が行われ、2012年10月19日、英語を使用言語とする米国、カナダ、ヨーロッパ、オーストラリアが、各国の製品リコールの最新情報を英語で提供するグローバルリコールポータルサイトを立ち上げた。

#### (2) 多国間による枠組みでの取組

2012年2月に開催されたICPHSO（国際消費者製品健康安全機関）総会において、NITEから日本の製品安全の取組について講演を行った。2013年2月にワシントンで開催された総会においては、NITEが最新の海外規制動向等に関する情報収集を行った。

#### (3) 中国との取組

2007年4月、経済産業省と中国AQSIQ（国家質量監督検査検疫総局）との間で、製品安全の協力関係を構築する覚書を大臣級で締結し、これに基づき、毎年、定期協議を開催している。2012年度は、第5回定期協議の合意に基づき、7月に日本の製品安全関連法に係る中国の事業者向けセミナーを開催した（中国陝西省西安市）。

#### (4) 米国との取組

2006年11月、経済産業省及びNITE、CSPS（消費者製品安全委員会）の三者間で、協力ガイドラインを締

結した。2012年7月には、CSPSが日本を訪問し、経済産業省とガスこんろやライターの安全規制について意見交換を実施するとともに、（財）ガス機器検査協会や産業技術総合研究所と意見交換を行った。

### 国際博覧会事業

#### 1. イタリア・ミラノ国際博覧会への参加

ミラノ国際博覧会は、「地球に食料を、生命にエネルギーを」をテーマに、国際博覧会条約に基づく登録博として、2015年5月1日から10月31日までの184日間、イタリア・ミラノ市郊外で開催される。世界から140か国・国際機関の参加、2000万人の入場者数を想定している。

同博覧会については、2011年1月にイタリア政府から日本政府へ参加招請があり、2012年3月27日に農林水産省及び経済産業省を幹事省とし、国土交通省を副幹事省、独立行政法人日本貿易振興機構を参加機関として正式参加する旨の閣議了解を行った。

ミラノ国際博覧会では、日本館の出展を通じて来訪者の方々に、「食」に関する地球規模の課題解決への我が国の取組や、日本食・日本食文化の魅力を発信していく。

#### 2. カザフスタン・アスタナ国際博覧会

カザフスタン・アスタナ国際博覧会は、“Future Energy”「将来のエネルギー」（仮訳）をテーマに、国際博覧会条約に基づく認定博として、2017年6月10日から9月10日までの3か月間、想定参加国等を80-100か国、500万人の入場者数を目標として開催される。（2012年11月22日 第152回BIE（博覧会国際事務局）総会で決定。）

本博覧会では「将来のエネルギー」というテーマの下、省エネルギーへの対応やエネルギー不足への対応といった地球規模の課題解決への取り組みや、今後重要となる太陽、風力、海洋資源、地熱といった代替エネルギーの促進を図ることを目指していく。

### 産業保安

#### 1. 概要

2012年9月、原子力安全・保安院の廃止に伴い、産業保安グループは商務流通グループと統合し、商務流通保安グループとして組織を新たにした。

これに伴い、2012年11月、総合資源エネルギー調査会

分科会等に代わるものとして産業構造審議会保安分科会を立ち上げ、産業保安上の課題について分野横断的に検討を行うこととし、2012年度は合計3回、保安分科会を開催した。また、保安分科会の下に分野毎の小委員会を設け、より詳細な検討を行うこととした。2012年度の保安分科会及び小委員会においては、外部有識者が、①自然災害への対応強化、②多発した事故や保安に関する重大な義務違反への対応、③時代が要請する新たな課題への対応について、審議を行った。2013年3月の第3回保安分科会では、深刻な事故が発生しているコンビナート等の産業事故に焦点を当て、傘下の高压ガス小委員会を中心に議論を行った結果を踏まえ、新たな産業保安のあり方について報告書をとりまとめた。報告書では、産業事故の発生状況及び発生原因を分析し、企業や業界団体による取組強化等を提言した。

これらの審議の結果も踏まえ、産業保安施設の耐震性の向上に向けた対応、重大事故・保安義務違反の再発防止策の徹底、安全の確保を大前提としつつ、技術の進展や社会情勢の変化などを踏まえた、科学的・合理的な規制の実現を進めた。

## 2. 高圧ガスの保安

### 2. 1. 高圧ガス保安に関する取組

高压ガスの保安に関する規制については、「高压ガス保安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」の規定に基づき、製造、貯蔵等の高压ガスの取扱いや容器の製造及び取扱いに係る保安を確保するとともに、民間事業者による高压ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保している。

### 2. 2. 2012年度の事故の状況及び対策

高压ガス保安の確保が適切に行われるよう、行政による事後的な監視として行っている立入検査を25件実施した。

高压ガス保安法関係の法令違反や認定基準に満たない事項が確認された場合、改善指示などの行政指導並びに認定の取消処分など厳正に対処するとともに、プレスリリースやホームページへの掲載などを通じ対外的に公表し透明性を高めている。

具体的には、2011年11月13日に発生した死者1名の山口県の東ソー株式会社南陽事業所における爆発・火災事故を受けて、高压ガス保安法に基づく保安検査に係る認定を取り消す行政

処分（2012年4月27日）、同年7月13日にJX日鉱日石エネルギー株式会社から、水島製油所B工場における高压ガス保安法に基づく過去の保安検査記録の虚偽記録や必要肉厚未満での設備の使用等の法令違反発覚の報告を受けて、高压ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査に係る認定を取り消す行政処分（同年12月25日）を実施した。

高压ガス事故統計集計

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
1月	87	60	88	98	116
2月	85	56	68	74	88
	172	116	156	172	204
3月	62	65	83	166	64
	234	181	239	338	268
4月	61	59	79	67	59
	295	240	318	405	327
5月	52	75	68	68	73
	347	315	386	473	400
6月	60	79	72	75	75
	407	394	458	548	475
7月	69	75	71	77	107
	476	469	529	625	582
8月	60	71	85	71	59
	536	540	614	696	641
9月	61	56	101	149	67
	597	596	715	845	708
10月	72	65	80	81	67
	669	661	795	926	775
11月	70	88	66	72	67
	739	749	861	998	842
12月	72	79	78	54	47
	811	828	939	1052	889
合計	811	828	939	1052	889
対前年比	10.2	2.1	13.4	12.0	▲15.5

[注] 上欄は各月件数。下欄は各月累計件数。速報値であること等のため、変更等があり得る。

### 「高圧ガス保安法」関係事故件数の推移

		2008 年	2009 年	2010 年	2011年	2012 年
製 造 事 業 所	冷凍	53	85	93	179	106
	コンビ ナート	43	28	33	41	38
	L P	21	20	29	27	20
	一般	61	91	111	120	97
	合 計	178	224	266	367	261
移 動		30	21	34	31	28
消 費		585	573	634	649	587
そ の 他		18	10	5	5	13
合 計		811	828	939	1052	889

[注] 速報値であること等のため、変更等があり得る。

### 2. 3. 審議会の開催状況

#### (1) 保安分科会高圧ガス小委員会

産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会は高圧ガスの保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。第1回高圧ガス小委員会(2012年11月開催)では、①高圧ガス施設等の地震・津波対策の進捗状況について、②最近の高圧ガスの事故の発生状況及び検討の進め方について、③時代が要請する新たな課題への対応について、④その他(高圧ガス保安法の省令等の改正状況等について)、第2回高圧ガス小委員会(2013年2月開催)では、①「産業事故の発生防止に向けた対応の方向性」について、②時代が要請する新たな課題への対応について、③その他(一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則関係示基準の改正について)、第3回高圧ガス小委員会(2013年3月開催)では、①産業事故の撲滅に向けて、②2012年の高圧ガス事故の発生状況について、③時代が要請する新たな課題への対応について、それぞれ有識者による議論を行った。

### 2. 4. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰

高圧ガス保安経済産業大臣表彰は、高圧ガスによる災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所及び高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰するものであり、

1964年度から実施している。

#### (2012年度表彰式の概要)

・期日: 2012年10月26日(金)

・受賞者:

優良製造所: 15社

優良販売業者等: 7社

保安功労者: 21名

優良製造保安責任者等: 4名

### 3. 火薬類の保安

#### 3. 1. 火薬類保安に関する取組

火薬類の保安については、「火薬類取締法」の規定に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保している。

また、地下に設置する火薬庫の技術基準及び動物生態調査用発信器の消費等に係る技術基準を定め、必要な省令及び告示を改正したほか、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示を改正した。

#### 3. 2. 2012年度の事故の状況及び対策

火薬類取締法関係の法令違反や認定基準に満たない事項が確認された場合、改善指示などの行政指導並びに認定の取消処分など厳正に対処するとともに、プレスリリースや経済産業省のホームページへの掲載などを通じ対外的に公表し透明性を高めている。

具体的には、動物の生態調査に使用される遠隔測定発信器(いわゆる首輪型テレメトリー発信器)について、法に基づく必要な手続が取られないまま輸入、販売、譲渡・譲受、消費等が行われていたことが判明したため、テレメトリー発信器を取り扱う者に対し、当該発信器の適切な取扱いや係る安全の確保に関して周知を行った。

### 火薬類事故統計集計

種類	年	合 計			
		件	死	重傷	軽傷
産 業					
火 薬	2008	13	1	4	- 5

	2009	6	1	0	-	1
	2010	2	0	1	-	1
	2011	5	0	1	-	2
	2012	5	0	1	-	2
煙 火						
	2008	31	2	5	-	52
	2009	18	0	3	-	29
	2010	28	0	4	-	26
	2011	19	0	3	-	13
がん具 煙 火	2012	43	0	3	-	24
	2008	4	0	1	-	3
	2009	0	0	0	-	0
	2010	6	0	0	-	2
合 計	2011	4	0	0	-	17
	2012	8	0	0	-	4
	2008	48	3	10	-	60
	2009	24	1	3	-	30
	2010	36	0	5	-	29
	2011	28	0	4	-	32
	2012	56	0	4	-	30

### 3. 3. 審議会の開催状況

2012年7月に開催した火工品検討小委員会では、新たに火薬類取締法の適用を受けない火工品として、航空機用エアバッグガス発生器について審議を行った。

2012年8月に開催した産業火薬保安小委員会では、動物生態調査用遠隔測定発信器の今後の対策について審議を行った。

また、原子力規制庁の設置に伴う組織の再編に伴い新たに設置された、第1回火薬小委員会(2012年11月開催)では、①動物生態調査用遠隔測定発信器の今後の対策について、②最近実施した主な施策等について外部有識者による議論を行った。

### 3. 4. 火薬類保安経済産業大臣表彰

火薬類の保安を推進するため、顕著な功績をあげた保安功労者、著しい成果を収めた優良従事者及び優良事業所を

隔年で表彰するものであり、1960年度から実施している。

(2012年度表彰式の概要)

・期日：2012年12月5日(水)

・受賞者

保安功労者：10名

優良児業者：2名

優良事業所：6事業所

## 4. 電力の保安

### 4. 1. 電力の保安に関する取組

1964年に公布され、1965年7月1日から全面的に施行された電気事業法は、その規制内容として2つの性格を有している。すなわち、電気事業が地域独占的な公益事業であることから、電気の使用者の保護と電気事業そのものの健全な発達を図るために必要とされる、いわゆる公益事業規制を規定する事業法としての性格と、電気がその使用如何によっては危険を伴う商品であるために必要とされる保安規制及び発電所設置による環境への影響を事前に評価し環境の保全を確保することを規定する保安法としての性格の2つである。

後者の保安規制分野については、1995年に自己責任原則を重視した安全規制の合理化等を基本方針とした規制の見直しを行ったが、こうした自主保安・自己責任原則の下で防災対策の強化、電気設備の安全確保、電気工事の安全確保を柱とし、技術動向、社会ニーズ等を踏まえ、自主保安の徹底、学協会等の知見の活用を図りつつ、規制の制度や技術基準を継続的に見直していくことが主な政策課題である。

2012年度は、主に下記のような取組を行った。

①電力需給が全国的に逼迫する中、重負荷期である夏期及び冬期に火力発電所が多数稼働したことを受け、火力発電所における計画外停止(故障トラブル)の状況についてとりまとめた。その結果、運転経過年数が40年以上経った発電設備や定期事業者検査の実施時期を延長している発電設備が、その他の発電設備と比較して故障トラブルの発生率が高まっていることは見られなかった。

②太陽電池発電所における「電気事業法上の保安規制の見直し」(「エネルギー規制・制度改革アクションプラン」(2011年11月1日)に基づき、太陽電池発電設備に求められる工事計画届出及び使用前安全管理検査の不要範囲

を従来の 500kW 未満から 2,000kW 未満に拡大するとともに、使用前自主検査における負荷遮断試験の試験方法について設置場所において実施できない場合に工場試験結果を代用できるようにするなどの合理化を行った。

③原子力安全規制に係る業務を原子力の利用を担う省庁から分離（2011 年 8 月 12 日関係閣僚了解）し、原子力規制委員会に一元化されたことを受け、電気事業法における原子力発電工作物の規制に係る事務を整理し、経済産業省は電気の円滑な供給や公害防止の観点から審査等を行うこととし、原子力安全に係る規制を原子炉等規制法に一元化した。

④2012 年 11 月 27 日に北海道電力管内において、暴風雪により送電鉄塔の倒壊など設備被害が生じ登別市や室蘭市で停電が発生したことを受け、電気事業法に基づき北海道電力から送電鉄塔の倒壊に関する原因分析及び再発防止策等について報告を受け確認を行った。

⑤2012 年 10 月に風力発電設備が新たに発電所環境影響評価（環境アセスメント）の対象となったことを受け、風力発電に係る環境影響評価の手続が迅速に行えるように省令整備を行うとともに、経済産業省及び環境省間で設けた「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」において、風力発電所に係る環境影響評価の期間短縮及び簡素化について検討し、風力発電に係る環境影響評価の審査手続の簡素化・迅速化の方策を打ち出した。

2013 年度以降も引き続き社会情勢の変化に則して保安規制の合理化を進めるとともに、今後発生が指摘されている巨大地震や津波、過酷化する集中豪雨や突風等の自然災害等への対策や電力システム改革への対策等を進めいく。

#### 4. 2. 2012 年度の事故の状況及び対策

電気関係報告規則第 2 条第 4 号に基づき電気事業者から提出された電気保安年報等を元に、年度ごとに電気保安統計をまとめている。

電気事業者及び自家用電気工作物設置者の報告によると、2012 年度の電気事故総件数は、15,679 件（電気事業者：14,998 件、自家用電気工作物設置者：681 件）であり、前年度の事故件数 13,293 件（電気事業者：12,768 件、自家用電気工作物設置者：525 件）に比べ増加となっている。

2012 年度の電気事業者の報告による事故件数 14,998 件

のうち、大宗を占めるのは、例年と同じく高圧架空配電線路における事故で 13,590 件あり、前年度の事故件数 11,498 件に比べ 2,092 件の増加となっている。また、自家用電気工作物設置者からの波及事故の事故件数は 497 件となっており、前年度の事故件数 416 件から 81 件の増加となっている。

2012 年度の自家用電気工作物設置者の報告による事故件数 681 件のうち、大宗を占めるのは、需要設備における事故で 515 件あり、前年度の事故件数 402 件から 113 件の増加となっている。

電気事業者電気事故件数の推移（設備別）

		年度	2010	2011	2012
発電所	水力	72	103	95	
	火力	57	54	62	
	燃料電池				0
	太陽電池				8
	風力	25	13	9	
	原子力	12	9	3	
	計	166	179	177	
変電所		162	121	87	
送電線路 及び 特別高圧	架空	559	281	360	
	地中	80	28	27	
	計	639	309	387	
高圧 配電線路	架空	11,013	11,498	13,590	
	地中	239	209	248	
	計	11,252	11,707	13,838	
低圧配電線路		4	5	2	
需要設備		11	7	4	
他社事故波及（被害なし）		443	440	503	
合計		12,677	12,768	14,998	
他社事故 波及	電気事業者	23	24	6	
	自家用電気工作物を設置する者	422	416	497	

備考 1. 電気事業者は、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者を指す。

備考 2. 電気事業者における需要設備は、当該電気事業者の供給に係る一般用電気工作物について当該電気事業者

が知り得た範囲で記載。

### 自家用電気工作物設置者電気事故件数の推移(設備別)

年度		2010	2011	2012
発電所	水力	6	9	10
	火力	91	66	82
	燃料電池			
	太陽電池			
	風力	42	43	53
	原子力			
	計	139	118	145
変電所		1	1	1
送電線路 及び 特別高圧	架空	1	2	8
	地中			
	計	1	2	8
高圧 配電線路	架空	4		12
	地中			
	計	4		12
低圧配電線路		2	2	
需 要 設 備		443	402	515
合 計		590	525	681

#### 4. 3. 審議会の開催状況

##### 産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会

本小委員会は、電力分野を所管する経済産業省において、技術の進展や社会情勢の変化に則した、科学的・合理的な電気保安規制の在り方について検討を進める場である。

また、原子力規制庁の設置に伴う組織の再編に伴い新たに設置された、産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会を2012年度に2回（12月、3月）開催し、「家庭用燃料電池の技術基準に関する規制緩和」（「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（2012年4月3日閣議決定））について、家庭用燃料電池の一部の配管材料に不燃材だけでなく難燃材を用いることも可とすることとした。

また、「電気主任技術者の不選任要件承認範囲の拡大」（「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（2012年4月3日閣議決定））について、電気主任技術者

が行う保安管理業務の外部委託可能な設備の範囲の拡大、及び「太陽電池発電設備における電気主任技術者の兼任要件の緩和」（「日本再生加速プログラム」（2012年11月30日閣議決定））について、同一敷地内において設置者の異なる複数設備に係る電気主任技術者の兼任に関して、設置者間に資本関係がない場合であっても、所要の条件を設けることで保安の確保が可能であることから、電気主任技術者における兼任の特例を設けるなど規制の合理化を行った。

さらに、「風力発電の導入促進に係る審査の一本化」が閣議決定（「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（2012年4月3日））されたことを受け、電力安全小委員会の下に「風力発電設備構造強度ワーキンググループ」を設置し、風力発電設備の設置に係る構造審査（経済産業省の審査（電気事業法）と国土交通省の審査（建築基準法））を経済産業省の審査に一本化することが可能であるかについて検討した結果、経済産業省の審査において国土交通省の審査と同等以上の保安水準を確保することができ、経済産業省の審査に一本化することが可能であるとの結論を得た。

2013年度以降は、風力発電設備構造強度ワーキンググループにおいて、2014年4月の一本化審査の開始に向けて制度整備を進めるとともに、電力安全小委員会において、社会のニーズや技術開発、技術の利用形態の変化等に対応して、安全確保を大前提としつつ、科学的・合理的な電気保安規制の在り方について検討を進めていく。

#### 4. 4. 電気保安功労者経済産業大臣表彰

電気保安功労者経済産業大臣表彰は、電気保安に関し、保守運営体制の優良な者、管理体制の優良な者、保安教育の推進、安全思想の普及など、永年にわたり努力してきた者を経済産業大臣が表彰するものであり、1964年度から実施している。1981年からは、関係各団体の行っている安全運動を統一的に行うことにより運動をより効果的なものとする目的で、通商産業省（当時）主唱の下に、感電死傷事故の多い8月を「電気使用安全月間」と定め、この期間に表彰を行っている。

（2012年度表彰式の概要）

- ・期日：2012年8月1日（木）
- ・受賞者：

工場等：2件

電気工事業者の営業所：8件

個人：21名

## 5. 都市ガス及び熱供給の保安

### 5. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組

「ガス事業法」は、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図ることを目的としている。

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」は、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、「液石法」という。）と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的としている。

「熱供給事業法」は、熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的としている。

### 5. 2. 2012年の事故の状況及び対策

ガス事業法第46条に基づき2012年に国に報告された事故の件数は473件であり、前年に比べ6件増加した。人身事故については、死亡事故は発生せず、負傷者（一酸化炭素中毒を含む。）は減少した。

製造段階における事故は、10件の報告があり、前年に比べて7件減少した。そのうち簡易ガス事業者の事故は全体の9割を占め、その要因は、配送手配忘れによるガス切れ、感震遮断装置の誤作動等の単純なミスによるものであった。

供給段階における事故件数は185件であり、前年に比べて26件増加した。増加した要因は、経年劣化による事故を含むガス工作物の不備による事故が11件増加したこと、他工事による事故が9件増加したこと、導管工事等の自社工事による事故が5件増加したことなどである。全185件のうち、70件が上下水道工事、給排水衛生工事、解体・撤去工事、改修工事等の他社工事によりガス管が損傷されたものであった。54件が自然劣化などのガス工作物不備による事故であった。また、17件が自社工事における作業ミス

により供給支障などを生じたものであった。

消費段階における事故件数は278件であり、前年に比べ13件減少した。前年からの減少の主な要因は、全体件数の98%を占める漏えい・着火事故が、前年に比べて11件減少したこと、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故が6件減少したことなどである。また、死傷者を伴う事故については、前年に引き続き死亡事故は発生しなかったものの、人身事故の件数は前年より2件増加し、21件となっている。

都市ガス事故集計表

		2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
製造	事故件数	15	11	11	17	10
	死亡者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	3	0	0	0
供給	事故件数	135	132	171	159	185
	死亡者数	0	0	0	3	0
	負傷者数	11	13	20	48	20
消費	事故件数	148	162	201	291	278
	死亡者数	4	3	1	0	0
	負傷者数	83	48	34	28	36
合計	事故件数	298	305	383	467	473
	死亡者数	4	3	1	3	0
	負傷者数	94	64	54	76	56

#### （1）他工事事故対策

他工事事故対策については、2012年12月に、国土交通省及び厚生労働省宛てに、解体工事、改修工事など建設関係業界に対してガス事業者への事前照会を行うよう、注意喚起の実施を要請した。

#### （2）一酸化炭素中毒事故対策

一酸化炭素中毒事故については、2010年には9件、2011年には8件と件数自体は少ないものの、事故発生の際に多数の死傷者が発生する可能性が高いため、その重要性に鑑み、2012年8月に、前年の第2回に続いて第3回業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故連絡会議を、業務用需要家を所掌する関係省庁等（国土交通省、農林水産省、文部科学省等、7府省庁）との間で開催し、一酸化炭素中毒の発生状況や取組状況を共有した。加えて同月に、関係団体に対し、当該事故防止のための協力要請文を発出すると

とともに、その旨一酸化炭素中毒事故連絡会議の関係省庁へ周知した。また、一般ガス需要家、業務用需要家等、訴求先に対応して作成した事故防止のためのパンフレットを広く配布した他、新聞、雑誌、ラジオ等の媒体を通じ、ガスの使用時における換気に対する認識向上、ガス・CO警報器の普及促進を図った。さらに、ガスの安全利用に関する普及啓蒙を行う経済産業省の専用ホームページ「ガスの安全見直し隊」を通じた注意喚起等、事故防止に向けた広報活動を広く行った。

### 5. 3. 審議会の開催状況

2012年度においては、総合資源エネルギー調査会都市熱エネルギー部会ガス安全小委員会を4月に開催し、東日本大震災の経験等を踏まえ、ガス安全高度化計画の見直しを行った。また、原子力規制庁の設置に伴う組織の再編に伴い新たに設置された、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会を12月に開催し、ガス安全高度化計画のフォローアップ状況を報告するとともに、2011年度の経年管対策の実施状況を確認しその評価を行った。

### 5. 4. ガス保安功労者経済産業大臣表彰

ガス保安功労者経済産業大臣表彰は、都市ガスの保安に係る関係者の意欲向上及びガス保安確保に対する国民の理解推進を目的として、都市ガスの保安確保のために尽力し、特に功労のあった個人、団体及び工場等に対し、部門ごとに表彰を行っている。(1978年に創設、1979年度から実施。)

(2012年度表彰式の概要)

・期日：2012年11月15日（木）

・受賞者：

工場等の部：1工場

ガス事業者の営業所の部：2営業所

個人の部：19名

## 6. 液化石油ガスの保安

### 6. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組

生活の用に供する液化石油ガスによる災害を防止し、一般消費者等が安心して液化石油ガスを使用できるようにするため、液化石油外の保安の確保及び取引の適正化に

する法律（以下「液石法」という。）を適切に施行し、事故情報の収集・分析、液化石油ガス販売事業者への立入検査、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の策定等のほか、研究開発、保安技術指導者育成、一般消費者保安啓発等の事業を推進し、保安対策の高度化を図っている。

### 6. 2. 2012年の事故の状況及び対策

#### (1) 液化石油ガスの事故件数

2012年における液化石油ガス分野における一般消費者等に係る事故の件数は以下のとおり。

液化石油ガス一般消費者等事故集計表

液化石油ガス事故集計表

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
事故件数	234	185	204	227	255
死亡者数	4	4	5	1	1
負傷者数	79	148	83	88	85

原因別事故件数

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
一般消費者等起因	77	49	83	66	77
一般消費者等及びLPGガス販売事業者等起因	4	8	7	10	9
LPGガス販売事業者等起因	62	38	33	42	38
その他の事業者起因	41	35	31	17	34
雪害等の自然災害	11	7	7	53	64
その他	8	8	8	12	8
不明	31	40	35	27	25

#### (2) ガス事故防止のための措置

##### [1] 一酸化炭素中毒事故連絡会議

2012年8月、都市ガス部門と連携し、外食産業や公共施設に係る省庁が集まり、業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、一酸化炭素中毒事故の現状、予防啓発活動等を報告した。

[2] 業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2012年8月、都市ガス部門と連携し、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止を図るため、給排気等換気の実施、ガス消費設備の保守・点検、業務用換気警報器の設置等の注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、関係省庁担当部署に対して所管する関係事業者に注意喚起するよう依頼した。

#### [3]住宅塗装工事等に伴う給排気部閉塞による一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2012年7月、都市ガス部門と連携し、住宅塗装工事等の際に換気扇等の給排気部をビニールシートで覆ったり塞いだりして一酸化炭素中毒事故が発生していることから、ガス機器給排気部の閉塞の防止、閉塞したときのガス機器使用停止の周知等、一酸化炭素中毒事故防止のための注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省担当部署に対して所管する関係事業者に注意喚起するよう依頼した。

#### [4]業務用厨房実態調査結果の公表

2013年1月、業務用めんゆで器の排気口の閉塞により22名が被災した一酸化炭素中毒事故（2012年2月）を踏まえ実施した業務用厨房実態調査の結果を公表し、給排気の実施、定期的メンテナンスの推進等に関して、業務用厨房機器の使用者及び製造業者並びに液化石油ガス販売事業者に推奨する取り組みを示した。

#### [5]梅雨期・台風期における防災体制の強化

2012年5月、内閣総理大臣から各省庁への要請「梅雨期及び台風期における防災体制の強化について」を踏まえ、豪雨、高潮、河川氾濫、土砂災害等の風水害に起因する供給設備の破損への備え、破損した場合の適切な対処に関して液化石油ガス販売事業者等に注意喚起するよう、都道府県、関係団体等に依頼した。

#### [6]降積雪期における防災体制の強化

2012年12月、内閣総理大臣から各省庁への要請「降積雪期における防災体制の強化について」を踏まえ、積雪や除雪に起因する供給設備等の破損の防止及び破損した場合の適切な対応に関して、液化石油ガス販売事業者等に注意喚起するよう、都道府県、関係団体等に依頼した。

#### [7]建設工事等におけるガス管損傷事故防止の注意喚起

2012年12月に、都市ガス部門と連携し、建設工事等に

おけるガス管損傷事故防止を図るため、工事を施工する前には必ずガス管等についてガス事業者又は液化石油ガス販売事業者等に照会・確認する等の注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省及び厚生労働省宛てに、解体工事、改装工事など建設関係業界に対して、ガス事業者に事前照会を行うよう、注意喚起することを依頼した。

#### (3) 液化石油ガス販売事業者等への指導

液石法の適切な施行を確保するため、立入検査等によって、液石法に基づく義務と責任を有する液化石油ガス販売事業者等による対応を確認し、不適切な点が発覚したときは、改善命令等の行政処分、厳重注意、改善指示、口頭注意等の行政指導により、その是正を図っている。2012年度の実施状況は次のとおりであり、結果をホームページに公表した。

[1]行政による事後的な監視として定期的に行って立入検査を15件実施した。その結果、顕著な法令違反は見られなかったが、委託契約書の内容等の不備、帳簿記載事項の誤記等の不備が確認され、不備のあった事業者に対しては、口頭注意による改善を求めた。

[2]立入検査とは別に、保安機関2社で行政事務手続に関する法令違反が確認された。それぞれ、一般消費者等の数の増加認可申請書が未提出であった1事業者に対して口頭注意を行い、保安機関認定更新申請書を認定満了日を過ぎて提出した1事業者に対して文書により改善指示を行った。

#### (4) 液化石油ガス保安対策指針の策定

消費者の保安確保の一層の充実及び重大事故の撲滅の観点から、2012年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を策定した。本指針は、[1]法令遵守の徹底（経営者の保安確保へ向けたコミットメント、事業所単位での保安確保など）、[2]組織内リスク管理の徹底（リスクマネジメントの導入、ダブルチェック体制の構築）、[3]事故防止対策（一般家庭における一酸化炭素中毒等の事故防止対策、業務用厨房等における一酸化炭素中毒事故防止対策、質量販売に係る事故防止対策など）、[4]自然災害対策（報告書「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について～真に災害に強いLPGの確立に向け

て～」（2012年3月）に提示された具体的な対応策の実現に向けた取組）の4点を重点項目として、所管の液化石油ガス販売事業者等に対し通知し、自主的な保安対策を実施する際の指針として周知徹底を図った。

#### （5）技術開発の実施

技術開発によって保安の高度化を図り、事故・災害を未然に防止するため、2012年度は、事故に至る前の予防段階において危険の程度や態様を事前に判定し、安全評価を行うための判断基準・安全評価システムのモデルについての調査研究、バルク貯槽の製造後20年経過時の法定検査手法等に関する調査研究を高圧ガス保安協会に委託して実施した。

#### （6）保安指導・普及啓発の実施

液化石油ガス等を取り扱う事業者の自主保安を促進し、事故・災害を未然に防止するために、地域の指導者となるべき保安専門技術者の育成、インターネットを利用した各種保安技術の情報提供、地域の事業者向けの保安技術講習会等、事故情報のとりまとめ及び分析等を高圧ガス保安協会等に委託して実施した。

この他、一般消費者等に対する保安啓発として、総務省消防庁、東京消防庁との連名による業務用厨房における事故防止のためのリーフレット等の作成・配布、新聞・雑誌広告等、液化石油ガスの保安啓発に係る各種広報活動を、株式会社讀賣連合広告社等を通じて実施した。

### 6. 3. 審議会の開催状況

2012年度においては、産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を2013年3月に開催し、以下のテーマについて議論、報告がなされた。

- ①「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」のフォローアップについて
- ②LPG事故の発生状況（2012年）及び立入検査の実施状況（2012年度）について
- ③液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について
- ④民生用バルク供給システムの告示検査について

### 6. 4. 液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議官表彰

液化石油ガス消費者保安功績者商務流通保安審議官表彰は、液化石油ガス保安の高度化を図るため、自主的な保安活動を積極的に推進し、顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者、個人・団体等を表彰することを目的に、2012年度から実施している（2011年度以前は、原子力安全・保安院長表彰として実施。）。

#### （2012年度表彰式の概要）

・期日：2012年10月25日（木）

・受賞者：

販売事業者の部：9事業者

保安功労者（個人）の部：2名

### 7. 鉱山の保安

#### 7. 1. 鉱山の保安に関する取組

鉱山においては、鉱業権者による自主保安体制の確立・堅持を基本とする保安の確保が事業活動の大前提であるが、政府としても、これを補完するため「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき監督検査等を実施した。

また、金属鉱山等の坑廃水などは、放置すれば周辺環境・住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対して補助金等による支援を行うとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、「JOGMEC」という。）等を通じて鉱害防止技術開発、鉱害防止工事の調査指導等を実施した。

#### （1）東日本大震災による集積場の流出事故後の取組

2011年3月11日に発生した東日本大震災により、東北と関東の3つの鉱山の集積場で集積物の流出事故が発生した。これを踏まえ、流出した集積場の調査を実施とともに、有識者からなる「集積場管理対策研究会」において事故原因の検証等を行った。また、当該研究会での議論等を踏まえ、2012年11月に集積場の安定性評価に係る技術指針の改正を行い、流出事故が発生した集積場と同型式の集積場を有する鉱山の鉱業権者等に対し、適合性調査の実施を要請した。

#### （2）第12次鉱業労働災害防止計画の策定

鉱業労働災害防止計画については、労働安全衛生法（昭

和 47 年法律第 57 号) 第 6 条及び第 114 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣が鉱山における「保安」に係る労働災害防止計画を策定することとされている。

第 11 次鉱業労働災害防止計画が 2012 年度末をもって終了するため、中央鉱山保安協議会の意見を聴取の上、第 12 次鉱業労働災害防止計画を策定し、2013 年 3 月 28 日に告示した。

### (3) 鉱害防止事業の実施に関する第 5 次基本方針の策定

鉱害防止事業の計画的な実施を図るため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、経済産業大臣が鉱害防止事業の実施時期、事業量等について「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」を定めることとされており、1973 年の法律創設以降、10 年間毎に 4 回にわたり制定してきた。

第 4 次基本方針が 2012 年度末をもって終期を迎えるため、2012 年 7 月の経済産業大臣の諮問を受け中央鉱山保安協議会金属鉱業等鉱害防止部会で新たな基本方針の検討を行い、中央鉱山保安協議会の意見聴取等を経て第 5 次基本方針を策定し、2013 年 3 月 28 日に告示した。

### (4) 鉱山保安法施行規則及び技術基準省令

水質汚濁防止法(水濁法)において、新たに地下水汚染の未然防止を図るための有害物質貯蔵施設等の届出や当施設の構造基準の遵守義務等を定めるための改正が行われ、2012 年 6 月より施行された。これに伴い、2012 年 5 月改正において、鉱山保安法施行規則第 19 条(坑水又は坑水の処理)中に新たに改正水濁法第 12 条の 4 に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設からの有害物質を地下水の地下浸透防止のための構造、設備や使用の方法に関する基準を同法の準用により追加する等の改正を行った。また、これまで鉱山の坑内で使用する自動車は、ディーゼル車に限定していたが、市販されるディーゼル車種の減少等から、排ガスによる一酸化炭素中毒及び坑内火災の危険を排除する措置が講じられることを前提に、坑内でのガソリン車の使用を緩和するために、鉱山保安法施行規則等の所要の改正を行った。

## 7. 2. 2012 年の災害の状況及び対策

鉱山保安法第 41 条に基づき、2012 年に報告があった災

害は次のとおり。

	災害報告件数	罹災者数 (軽傷以上)
金属・非金属	12	9
石灰石	18	12
石油	1	0
石炭(亜炭を含む)	0	0
合計	31	21

鉱山(一部休廃止鉱山を含む)における危害及び鉱害を防止するため、鉱山保安法及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

(参考)

(2012 年末現在)

	稼行鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	181	3,110
石灰石	250	6,227
石油	59	1,557
石炭 (亜炭含む)	11	661
合計	501	11,555

### (1) 休廃止鉱山の鉱害防止対策

金属鉱山等においては、閉山後もカドミウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があり、地元住民の健康、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、産業保安監督部等による監督検査等に加えて、次のような施策を実施した。

#### (ア) 休廃止鉱山鉱害防止等工事に係る支援

休廃止鉱山に係る鉱害の発生を防止するため、地方公共団体及び鉱害防止義務者(鉱業権者等)が行う鉱害防止事業に対して休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(以下「休廃止補助金」という。)を交付(補助率: 3/4)した。

#### (イ) 義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施する集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対し休廃止補助金を交付した。

#### (ウ) 義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、義務者

が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用に対し休廃止補助金を交付した。

(A) J O G M E Cによる鉱害防止支援事業

鉱害防止部門が実施する事業の運営に必要な経費等について運営費交付金を交付し、次の事業を実施することにより、金属鉱山等に起因する鉱害を防止した。

(a) 地方公共団体への支援業務

地方公共団体が実施する鉱害防止事業（鉱害防止義務者が不存在の場合）について、地方公共団体の依頼に応じて事前調査・技術指導等の調査指導業務を実施した。

また、地方公共団体の委託を受けて大規模又は技術的に困難な鉱害防止工事の設計・工事支援業務及び坑廃水処理施設の運営管理業務を実施した。

(b) 調査研究技術開発業務

鉱害防止対策の効率化・費用低減化等のため必要な技術開発に関する調査研究業務を実施した。

(c) 融資業務

鉱害防止資金（使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分、鉱害防止事業基金拠出金分）及び鉱害負担金資金について融資を行った。

(d) 鉱害防止積立金業務

使用中の特定施設について、使用終了後の鉱害防止工事費用として、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の鉱害防止積立金制度に基づき、採掘権者等が積み立てる積立金の管理業務を実施した。

(e) 鉱害防止事業基金業務

恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の鉱害防止事業基金制度に基づき、採掘権者等の拠出した基金の管理・運用業務を実施した。

(B) 廃止石油坑井封鎖事業費補助金

鉱害防止義務者が不存在で、漏油等の鉱害が発生又は発生するおそれがある廃止石油坑井の封鎖措置を実施する地方公共団体に対して、廃止石油坑井封鎖事業費補助金を交付（補助率：3/4）しているが、本年度の交付対象がなかった。

(2) 技術開発等の推進

(ア) 海洋採掘施設環境影響調査事業

石油・天然ガス鉱山における海洋掘採施設撤去時の鉱害防止に資するガイドライン等を作成するための調査等を実施するもの。本年度は、東日本大震災の影響も考慮し、撤去後の残留影響事前評価結果を検証するほか、磐城沖の海洋掘採施設撤去に係る総合的な環境影響評価及び浅海域も含めた海洋掘採施設撤去に係る環境影響評価の総括を行った。

(イ) 坑廃水水質改善技術開発事業

鉱害防止事業の国民経済的負担を軽減するため、坑内空洞を充填することにより坑内水の水量減少・水質良化、坑内空洞の安定化（崩壊防止）及び鉱業廃棄物量の削減を図るための技術開発を委託事業として実施した。

(ウ) 休廃止鉱山鉱害防止技術等調査研究事業

鉱害防止事業の国民経済的負担を軽減するため、国内外における関連技術の最新の知見を結集し、費用対効果に優れる技術の各休廃止鉱山への適用可能性と、適用した場合の定量的効果の検討を、委託事業として実施した。

(エ) 集積場土質調査事業

東日本大震災により、集積場の集積物の流出等の被害が発生したことを踏まえ、被害が発生した集積場又は類似の条件を有する集積場について、集積場の安定性の把握及び安定化対策の検討を、委託事業として実施した。

(3) 国際協力事業

我が国に蓄積されている環境保全・保安技術を積極的に海外に移転することにより、海外の鉱山での鉱害防止、事故の削減、人材の育成を通じて、国際社会に貢献することを目的に持続的資源開発推進環境対策事業を実施した。

(A) 鉱害政策アドバイザー派遣

鉱山環境保全に関する専門家をペルーに派遣し、鉱山環境保全等の課題に応じた提言等を実施した。（2009年4月～継続中）

(B) 環境対策等調査

環境対策が不十分な資源国において、資源開発地域、鉱山、製錬所及び大型積場跡地等の環境保全に関する実態把握・環境影響等の調査を実施しており、2012年度は

ペルー及び南アフリカで実施した。

(c) 研修員の受入

環境対策が不十分な資源国の政府機関の技術者を対象に持続可能な鉱業活動の実施に必要な研修を日本国内で実施しており、2012年度はペルー及び南部アフリカ諸国（ボツワナ、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ）の研修生を受け入れた。

(d) 鉱害セミナー

環境対策が不十分な資源国に鉱山環境専門家を派遣し、環境と調和した鉱山開発等に関するセミナーを開催しており、2012年度は南アフリカ（ボツワナ、ザンビア、ジンバブエ、タンザニア、モザンビーク、ナミビア、南アフリカが参加）で実施した。

### 7. 3. 中央鉱山保安協議会等開催状況

2012年度は中央鉱山保安協議会及び制度審査部会を開催した。

会議の名称	開催年月日	議事概要
制度審査部会	H24.7.10	<p>【議題】 (1) 改正鉱山保安法施行5年後レビューのフォローアップについて (2) 集積場に係る技術指針の改正について (3) その他</p>
金属鉱業等鉱害防止部会	H24.8.3	<p>【議題】 (1) これまでの鉱害防止事業の取り組みとその実績について (2) 鉱害防止技術開発について (3) 鉱害防止事業の課題について (4) その他</p>
金属鉱業等鉱害防止部会	H24.9.5	<p>【議題】 (1) 第4次基本方針の実施結果と次期（第5次）基本方針における鉱害防止事業について (2) 鉱害防止事業の課題と対応に向けた論点について (3) 報告書（答申）骨子案 (4) その他</p>
金属鉱業等鉱害防止部会	H24.10.19	<p>【議題】 (1) 重金属の負荷量推移について (2) 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申（案）について (3) その他</p>
中央鉱山保安協議会	H25.1.21	<p>【審議事項】 (1) 鉱業労働災害防止計画（案）に係る意見聴取について (2) 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（案）に係る意見聴取について 【報告事項】 (1) 産業保安行政の今後の取組について (2) 集積場に係る技術指針の改正について (3) メタノハイドレート開発に係る鉱山保安技術検討会の中間とりまとめについて (4) 平成24年度全国鉱山保安表彰について (5) 石炭じん肺訴訟の状況について</p>

### 7. 4. 全国鉱山保安表彰

全国鉱山保安表彰は、鉱山保安に関し特に成績優良な鉱山及び鉱山保安の確保に特に功労のあった者を表彰するものであり、1950年度から実施している。

（2012年度表彰式の概要）

・期日：2012年10月18日（木）

・受賞者：

鉱山の部：10鉱山

保安責任者の部：1名

保安従事者の部：22名

保安功労・貢献者の部：1名

## 8. 産業保安監督部

### 8. 1. 北海道産業保安監督部

#### （1）管轄区域

北海道

#### （2）業務実施状況

##### （ア）電力の保安

###### （a）立入検査実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	16
自家用電気工作物	62
水力発電所	8
火力発電所	23
風力発電所	7

###### （b）主要業務処理状況

項目	件数
保安規程（変更）等届出	6,377
主任技術者選解任届出等	3,750
主任技術者免状交付関係	53
工事計画届出	120
使用開始届出	22
定期安全管理審査	43
電気関係報告規則関係届出等	1,615
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	302
電気保安功労者表彰	12

##### （イ）各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

###### （A）一般ガス事業者

###### （a）立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	9
簡易ガス事業者	22
大口ガス事業者	1
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

###### （b）主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	10
特定ガス工作物変更届出	18
保安規程（変更）届出	26
ガス主任技術者選解任届出	57
表彰関係	3
ガス消費機器設置工事監督者資格証（再交付含む）	25

## (B) 高圧ガス保安関係

## (a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

## (b) 主要業務処理状況

項目	件数
大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係	6

項目	件数
高圧ガス輸送保安確保のための共同防災訓練開催（帯広市）	1

※北海道産業保安監督部、北海道、高圧ガス地域防災協議会の三者共催

## (C) 火薬類

## (a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

## (b) 主要業務処理状況

項目	件数
火薬類製造営業許可	1
製造施設等の変更許可	9
危害予防規程の変更認可	6
国家公安委員会への通報	16
完成検査	6
保安検査	2
製造保安責任者等における選任・解任届出の受理	3
表彰関係	0

## (D) コンビナート

## (a) 立入検査実施状況

項目	件数
レイアウト確認検査	1
石油コンビナート等特別防災区域合同立入検査	3

## (E) 液化石油ガス

## (a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

## (b) 主要業務処理状況

項目	件数
表彰関係	1

## (ウ) 鉱山の保安

## (A) 鉱山保安

## (a) 立入検査等実施

項目	件数
金属・非金属	2

石灰石	12
石油・天然ガス	9
石炭	17

## (b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	65
保安規程届出関係	16
選任・解任届出関係	149
災害月報等報告関係	440
保安団関係	29
法第47条報告関係	0

## (B) 鉱害防止

## (a) 立入検査等実施状況

項目	件数
金属・非金属	73
石灰石	2
石油・天然ガス	3
石炭	7

## (b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	53
事故等報告関係	1
補助金関係	119
特措法関係	36

## (c) 補助事業

項目	件数
鉱山数	13
義務者不存在鉱山	243,013
義務者存在鉱山	84,522

## 8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部

## (1) 管轄区

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

○石炭鉱業に関するものについては、福島県を除く。

○けい石及び耐火粘土の生産その他の鉱物に係

る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、

双葉郡及び西白河郡を除く。

○電気に関するものについては、新潟県を含む。

## (2) 業務実施状況

## (ア) 電力の保安

## (a) 立入検査実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	2
自家用電気工作物	35

水力発電所	2
火力発電所	19
風力発電所	8

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
電気事業用及び自家用電気工作物の工事計画、安全管理審査関係	463
主任技術者の選任関係	7,075
保安規程等関係	10,685
電気事故報告関係	89
主任技術者、電気工事士の免状交付等	908
電気工事士養成施設の指定・変更届等	12
電気工事業者の登録等	71
PCB 含有電気工作物の報告関係	698
表彰関係（支部長表彰）	11

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

一般ガス事業

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	18
簡易ガス事業者	29
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	14
特定ガス工作物変更届出	22
保安規程（変更）届出	63
ガス主任技術者選解任届出	139
ガス消費機器設置工事監督者資格証（再交付含む）	27
表彰関係（支部長表彰）	6

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
認定完成・保安検査実施者	0
指定保安検査機関	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
大臣認定試験者確認調査	2
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係（支部長表彰）	4

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
火薬類取締法	5
保安検査	3
製造施設等の変更許可	35
国家公安委員会への通報	35
危害予防規程の変更認可	19
製造保安責任者の選解任届の受理	1
表彰関係（院長表彰）	0

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
石油コンビナート等特別防災区域	0
合同立入検査	0
レイアウト確認調査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
販売事業者	13
保安機関	8

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
液化石油ガス販売事業登録	1
液化石油ガス販売所等変更届	36
業務主任者等選解任届	42
保安機関認定更新等	4
保安機関承継届	1
一般消費者の増加認可、減少届	10
保安業務規程認可、変更認可	23
保安機関変更届	18
保安業務廃止届	1
表彰関係（院長表彰）	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
金属・非金属	21
石灰石	29
石油・天然ガス	8
石炭・亜炭	2

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
施業案協議	13
特定施設届出関係	177
保安規程届出関係	24

保安関係者の選任・解任届等	216
災害月報等報告関係	971
保安図関係	48
法第47条報告関係	0

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
金属・非金属	31
石灰石	17
石油・天然ガス	12
石炭・亜炭	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
鉱害防止事業計画変更届出	1
鉱害防止積立金の額の通知	5
鉱害防止積立特定施設に係る報告	5
使用済み特定施設に係る四半期報告	68
鉱害防止費用確認申請	26
補助金関係事務処理	367

(c) 補助事業

項目	件数
鉱山数	34
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (義務者不存在分)	678,215
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (義務者存在分)	258,256

### 8. 3. 関東東北産業保安監督部

(1) 管轄区域

- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、  
神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県
- 電気に関するものについては、新潟県及び長野県全域、  
静岡県の一部を除く。
- ガスに関するものについては、静岡県磐田市、湖西市、  
浜松市の一一部、袋井市の一一部を除く。
- 石炭鉱業に関するものについては、福島県も管轄。
- けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係  
る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一一部、  
双葉郡及び西白河郡を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物(発電所を除く)	4

自家用電気工作物(発電所を除く)	38
水力発電所	5
火力発電所	9
風力発電所	7
電気工事業者	1
電気主任技術者認定校	12

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程(変更)等届出	40,200
主任技術者選解任届出等	27,902
主任技術者、電気工事士免状交付関 係	3,607
工事計画届出、安全管理審査関係	1,349
電気事故報告	193
PCB電気工作物報告関係	2,237
電気工事業者登録関係、認定校・養 成施設関係届出等	200
電気保安功労者表彰	29

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	14
簡易ガス事業者	29
ガス導管事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画届	88
特定ガス工作物変更届	111
供給地点等変更許可	163
事業許可・認可	21
保安規程(変更)届	116
ガス主任技術者選解任届	785
年次報告(ガス事故、消費機器調査、 周知状況、導管改修実施状況)	2,002
準用事業開始届	12
表彰関係	27
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	180

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
認定完成・保安検査実施者	8
指定保安検査機関	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特別充てん許可	113
認定完成・保安検査実施者変更届	174

大臣認定試験者確認調査	15
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	21

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等の変更許可	58
危害予防規程の変更認可	41
国家公安委員会への通報	99
完成検査	33
保安検査	13
製造保安責任者等における選任・解任届出の受理	11
管内都県ブロック会議	1

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0
レイアウト確認検査	6

(E) 液化石油ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
販売事業者	20
保安機関	30

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
販売事業登録	2
販売事業承継届	7
販売所等変更届	316
業務主任者選解任届	873
保安機関認定・更新	85
一般消費者等の数の増加認可	51
保安業務規定(変更)認可	121
保安機関変更届	116
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	8

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施状況(危害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	8
石灰石	13
石油・天然ガス	21
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	116
保安規程届出関係	33
選任・解任届出関係	525
災害月報等報告関係	1,439
保安団関係	101
法第47条報告関係	0

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況(鉱害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	9
石灰石	3
石油・天然ガス	1
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	96
事故等報告関係	19
補助金関係	60
特措法関係	29

(c) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

項目	件/金額
鉱山数	7
補助金額(義務者存在)	130,026
補助金額(義務者不存在)	11,340

8. 4. 中部近畿産業保安監督部

(1) 管轄区域

愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県

○電気に関するものについては、長野県全域、静岡県及び福井県の一部を含む。

○ガスに関するものについては、静岡県の一部を含む。

※監督部は、名古屋に本部を置き、北陸地域の電気及びガス(一般ガス及び簡易ガス)については、富山市に所在の北陸産業保安監督署が管轄している。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物(発電所を除く)	8 (7)
自家用電気工作物(発電所を除く)	42 (40)
注: ( ) 内は北陸監督署の件数で外数	
項目	件数
水力発電所	8 (16)

火力発電所	12 (6)
風力発電所	1 (1)
注：( ) 内は北陸監督署の件数で外数	
項目	件数
電気工事業者	7 (2)
電気主任技術者認定校	13 (4)
電気工事士養成施設	0 (0)

注：( ) 内は北陸監督署の件数で外数

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程(変更)等届出	15,366 (2,856)
主任技術者選任解任届出等	9,632 (331)
主任技術者免状交付関係	108 (52)
工事計画届出	294 (56)
使用開始届出	51 (14)
使用前安全管理審査	55 (17)
定期安全管理審査	4 (0)
第三者の安全管理審査の評定	125 (19)
電気関係報告規則関係届出等	5,025 (518)
電気工事業者の登録等	58 (20)
電気保安功労者表彰	19 (15)

注：( ) 内は北陸監督署の件数で外数

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 都市ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	7 (4)
簡易ガス事業者	21 (11)
大口ガス事業者	0 (0)
ガス導管事業者	0 (0)
準用事業者	0 (2)

注：( ) 内は北陸監督署の件数で外数

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	22 (0)
特定ガス工作物変更届出	32 (22)
保安規程(変更)届出	26 (7)
ガス主任技術者選任解任届出	235 (40)
ガス消費機器設置工事監督者資格交付関係	23 (2)
ガス保安功労者表彰	18 (3)

注：( ) 内は北陸監督署の件数で外数

(B) 高圧ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
認定完成・保安検査実施者	3
指定保安検査機関	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
大臣認定試験者確認調査	3
管内都道府県ブロック会議	1
高圧ガス保安表彰	12

(C) 火薬類の保安

(a) 立入検査等実施状況

項目	件数
製造施設完成検査	13
製造施設保安検査	3

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等変更認可	40
危険予防規程変更認可	4
国家公安委員会への通報	44
完成検査	13
保安検査	3
製造保安責任者等選解任届出	7
火薬類保安表彰	0

(D) コンビナートの保安

(a) 立入検査等実施状況

項目	件数
レイアウト確認検査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
販売店	0
保安機関	21

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安機関認定関係	56

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施状況(危害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	50
石灰石	18
石油・天然ガス	2
石炭・亜炭	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	6
保安規程届出関係	9
選任・解任届出関係	199
災害月報等報告関係	900
保安団関係	73
法第47条報告関係	0
鉱山保安表彰	3 鉱山
保安従事者	10名

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況(鉱害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	24
石灰石	5

石油・天然ガス	1
石炭・亜炭	0

(b) 立入調査実施状況

項目	件数
法39条調査	2

(c) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	22
特措法関係	7

(d) 補助事業

項目	件/千円
鉱山数	2
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (義務者不存在分)	0
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 (義務者存在分)	47,503

## 8. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部

(1) 管轄区域

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

○電力に関するものは、兵庫県赤穂市の一地域及び福井県嶺北地域を除き、岐阜県関ケ原町の一地域、三重県熊野市の一地域及び南牟婁郡を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	4
自家用電気工作物	76
水力発電所	5
火力発電所	12
風力発電所	1
登録調査機関	3
電気主任技術者認定校	16
電気工事士養成施設	5
電気工事業者	11

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程(変更)等届出	15,523
主任技術者選解任届出等	15,945
主任技術者免状交付関係	231
工事計画届出	488
使用開始届出	145
安全管理審査	404

電気関係報告規則関係届出等	5,611
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	1,249
電気保安功労者表彰	21

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	8
簡易ガス事業者	25
準用事業者	6

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	27
特定ガス工作物変更届出	9
保安規程(変更)届出	47
ガス主任技術者選解任届出	185
簡易ガス事業の許可	2
供給地点等の変更許可	23
簡易ガス事業の休・廃止許可	18
簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	2
法人の合併(分割)認可	2
表彰関係(支部長)	9
ガス消費機器設置工事	
監督者資格証(再交付含む)	48

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
登録特定設備製造業者	1
認定検査実施者	2
その他	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
認定試験者現地調査	5
認定検査実施者現地調査	3
表彰関係(部長)	16
管内府県ブロック会議	1

(c) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等の変更許可	84
危害予防規程の変更認可	27
国家公安委員会への通報	35

完成検査	29
保安検査	5
選解任届け	8
管内府県ブロック会議	1

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0
レイアウト確認	4

(E) 液化石油ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
販売事業者	7
保安機関	20

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
販売事業登録行政庁変更届	1
販売事業承継届	2
販売所等変更届	59
業務主任者選解任届	59
保安機関認定・更新	66
一般消費者等の数の増加認可	5
保安業務規定(変更)認可	19
保安機関変更届	19
管内府県ブロック会議	1

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況(危害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	30
石灰石	8

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程届出関係	8
選任・解任届出関係	17
事故その他の事象に係る報告	6
災害月報等報告関係	396
保安団関係	28
鉱山保安表彰(保安従事者)	4

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況(鉱害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	23
石灰石	5

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	12

補助金関係	26
特措法関係	11

(c) 補助事業

項目	件数
鉱山数	(5)
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(義務者不存在分)	54,185
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金(義務者存在分)	10,946

## 8. 6. 中国四国産業保安監督部

(1) 管轄区

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

○電気に関するものについては、兵庫県赤穂市(1963年

9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。)、香川県小豆郡、香川郡直島町、愛媛県今治市(2005年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び閑前村の区域に限る。)、越智郡上島町を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	火力 2
	水力 3
	風力 一
	送変電 3
	配電 3
自家用電気工作物	火力 5
	水力 2
	風力 3
	送変需要 25

項目	件数
電気工事業者	7

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程(変更)等届出	9,111
主任技術者の選任、許可及び承認等	5,582
主任技術者	電気 110
免状交付関係	ダム・水路 9
	ボイラー・タービン 31
工事計画届出	148
使用前安全管理審査	29
使用開始届出	37
定期安全管理審査	3

定期事業者検査時期変更承認	39	
電気関係報告規則関係届出	2,026	
認定校関係届出等	37	
電気工事業法関係届出等	19	
電気工事士法関係 (認定証交付)	認定電気工事等	583
	特殊電気工事等	33
養成施設関係届出	9	
電気保安功労者表彰 (部長)	13	

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	9
簡易ガス事業者	45
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	1
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	17
特定ガス工作物変更届出	18
保安規程 (変更) 届出	46
ガス主任技術者選解任届出	152
簡易ガス事業の許可	1
供給地点等の変更許可	21
簡易ガス事業の休・廃止許可	5
簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	4
法人の合併 (分割) 認可	2
表彰関係 (部長)	10
ガス消費機器設置工事	
監督者資格証 (再交付含む)	27

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
認定完成・保安検査実施者	7
指定保安検査機関	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
高圧ガス特別充てん許可	37
指定保安検査機関の指定	0
大臣認定完成・保安検査実施者の現地調査	3
大臣認定試験者確認調査	2
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係 (部長)	9

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等の許可	1
製造施設等の変更許可	48
危害予防規程の認可	1
危害予防規程の変更認可	23
国家公安委員会への通報	73
完成検査	16
保安検査	4
製造保安責任者等における選任・解任届出の受理	6
管内都道府県ブロック会議	1
火薬類製造所保安連絡会議	1
表彰関係 (部長)	1

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
レイアウト確認検査	5
石油コンビナート等特別防災区域合同立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
第一種事業所新設等完了届	4

(E) 液化石油ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
販売事業者	13
保安機関	8

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
液化石油ガス販売事業登録	0
液化石油ガス保安機関認定	3
液化石油ガス保安機関認定の更新	14
一般消費者等の数の増加の認可	2
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査等実施状況

項目	件数
金属・非金属	20
石灰石	32
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設の工事計画の（変更）届出	6
特定施設の使用開始（廃止）届出	5
保安規程届出関係	24
選任・解任届出関係	144
災害月報等報告関係	871
保安図関係	52
法第47条報告関係	2
表彰関係（部長）	11

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況

項目	件数
金属・非金属	42
石灰石	19
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設の工事計画の（変更）届出	18
特定施設の使用開始（廃止）届出	8
法第47条報告関係	12

(c) 補助事業

項目	単位:千円
鉱山数	5
義務者存在分補助金額	29,478
義務者不存在分補助金額	52,248

## 8. 7 中国四国産業保安監督部四国支部

(1) 管轄区

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

○電気に関するものについては、香川県小豆郡及び香川郡直島町、愛媛県今治市（2005年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び閑前村の区域に限る。）及び越智郡上島町を除く。

### (2) 業務実施状況

(ア) 電力の安全

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	4
自家用電気工作物	34

項目	件数
水力発電所	13
火力発電所	16
風力発電所	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程(変更)等届出	3,351
主任技術者選解任届出等	2,500
主任技術者免状交付関係	51
工事計画届出	79
使用開始届出	7
安全管理審査	65
電気関係報告規則関係届出等	1,443
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	303
電気保安功労者表彰	15

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	3
簡易ガス事業者	20
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
一般ガス保安規程届	1
一般ガス工事計画の届出	3
簡易ガス事業許可	1
簡易ガス特定ガス工作物変更届出	2
簡易ガス保安規程(変更)届出	1
簡易ガス主任技術者選解任届出	32
ガス消費機器設置工事監督者資格証(再交付含む)	4
表彰関係（四国支部長表彰）	5

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
指定保安検査機関の指定	1
指定保安検査機関業務規程(変更)認可	1
認定(完成・保安)検査実施者変更届	16
高圧ガス保安協会の調査立会	4
表彰関係（四国支部長表彰）	6

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等の変更許可	1
製造施設完成検査	1
製造保安責任者等選解任届	1
製造施設保安検査	1

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
レイアウト確認調査	1

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
販売事業者	7
保安機関	14

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
販売事業所等変更届	12
販売事業所等承継届	1
販売事業者登録簿謄本交付	3
業務主任者等選解任届	7
保安機関の認定更新	1
一般消費者等の数の増加認可申請	5
保安業務規程変更認可	11
保安機関変更届	6

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況 (危害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	10
石灰石	14
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	18
保安規程届出関係	3
選任・解任届出関係	29
災害月報等報告関係	231
保安図関係	17
法第47条報告関係	1
地方鉱山保安表彰関係	5
保安研修等関係	4

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況 (鉱害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	9
石灰石	10
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
補助金関係	22
特措法関係	4

(c) 補助事業 (休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金)

項目	件数
対象鉱山数	2
義務者存在分補助金額	26,729
義務者不存在分補助金額	0

## 8. 8. 九州産業保安監督部

(1) 管轄区域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(2) 業務の実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	17
自家用電気工作物	35
登録調査機関	3

項目	件数
水力発電所	3
火力発電所	12
風力発電所	2
太陽光発電所	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程(変更)等届出	8,361
主任技術者選解任届出等	10,052
主任技術者免状交付関係	190
工事計画届出	238
使用開始届出	50
定期安全管理審査	72
電気関係報告規則関係届出等	3,070
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	744
電気保安功労者表彰(部長)	13

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	10
簡易ガス事業者	24
大口ガス事業者	30
ガス導管事業者	0
準用事業者	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	26
特定ガス工作物変更届出	51
保安規程(変更)届出	43
ガス主任技術者選解任届出	275
表彰関係(部長)	5
ガス消費機器設置工事	1
監督者資格証(再交付含む)	

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
認定完成・保安検査実施者	1
指定保安検査機関	1

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等の変更許可	36
危害予防既定の変更認可	10
国家公安委員会への通報	46
完成検査	25
保安検査	7
製造保安責任者等における選任・解任届出の受理	11
表彰関係(部長)	2

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
レイアウト確認検査	0
石油コンビナート等特別防災区域合同立入検査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
保安機関	12
販売事業者	3

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
販売事業所等変更届	117
業務主任者等選解任届	188
保安業務規程認可・変更認可	36

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
金属・非金属	10
石灰石	14
石油・天然ガス	2

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	39
保安規定届出関係	22
選任・解任届出関係	107
保安団関係	47
法第47条報告関係	1
表彰関係(部長)	13

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
金属・非金属	9
石灰石	2
石油・天然ガス	1

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	36
補助金関係	63
特措法関係	26

(c) 補助事業

項目	件数/千円
鉱山数	9
補助金額	31,652
義務者不存在	216,167

8. 9. 那覇産業保安監督事務所

(1) 管轄区域

沖縄県

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
電気事業用電気工作物	0
自家用電気工作物	20
水力発電所	0
火力発電所	0
風力発電所	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
保安規程(変更)等届出	744
主任技術者選解任届出等	769

主任技術者免状交付関係	9
工事計画届出	34
使用開始届出	1
定期安全管理審査	1
電気関係報告規則関係届出等	29
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	7
電気保安功労者表彰	5

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス・簡易ガス等保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
一般ガス事業者	1
簡易ガス事業者	11
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
工事計画の届出	0
特定ガス工作物変更届出	80
保安規程(変更)届出	12
ガス主任技術者選解任届出	55
表彰関係(大臣、所長)	3
ガス消費機器設置工事	0
監督者資格証(再交付含む)	0

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項目	2012年度
大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	2
表彰関係(所長)	1

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査(保安検査←(b)にある)	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
製造施設等の変更許可	0
危害予防規程の変更認可	0
国家公安委員会への通報	0
完成検査	0
保安検査	1

製造保安責任者等における選任・解任届出の受理	0
表彰関係(所長)	0

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
レイアウト確認検査	0

(E) 液化石油ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項目	件数
立入検査	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施(危害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	0
石灰石	32
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	33
保安規程届出関係	15
選任・解任届出関係	81
災害月報等報告関係	969
保安団関係	83
法第47条報告関係	0

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況(鉱害関係検査実績)

項目	件数
金属・非金属	0
石灰石	0
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

項目	円/件数
鉱山数	0
補助金額	0

(c) 主要業務処理状況

項目	件数
特定施設届出関係	0
事故等報告関係	1
補助金関係	0
特措法関係	0